

一般社団法人国産ジビエ認証機構

国産ジビエ認証制度に係る認証事業者（食肉処理事業者）の公募について

農林水産省は、捕獲した野生のシカやイノシシを処理する食肉処理施設の認証を行う「国産ジビエ認証制度」を制定しました。

一般社団法人国産ジビエ認証機構は、農林水産省が指定する「国産ジビエ認証委員会」が登録した法人として、国産ジビエ認証制度に基づく認証に係る審査等の事務を行う認証機関となりました。

国産ジビエ認証制度に基づき、一般社団法人国産ジビエ認証機構に、認証の申請を希望する食肉処理事業者は、下記に従い、御応募下さい。

記

1. 認証の申請

認証の申請にあたっては、別紙の公募要領をご参照ください。

2. 認証事業者の選定方法

公募要領に基づき、提出された申請書類について書類審査及び現地審査を行い、認証事業者となり得る者を決定いたします。

3. 書類提出先窓口・問合せ先

一般社団法人国産ジビエ認証機構

〒392-0012 長野県諏訪市四賀 2315-5

飯島 T ビル 2 階

TEL : 0266-75-1850

MAIL : ninshou@gibier.or.jp

(別紙)

国産ジビエ認証制度に係る認証事業者（食肉処理事業者）公募要領

第1 総則

国産ジビエ認証制度（以下「認証制度」）に係る認証事業者（食肉処理事業者）の公募については、次のとおりです。

第2 目的

この認証制度は、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成26年11月厚生労働省策定）に基づいた衛生管理基準の遵守、カットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等を適切に行う食肉処理施設を認証することにより、食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエ（捕獲した野生のシカ及びイノシシを利用した食肉をいう。）の提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図ることを目的としています。

第3 公募の要件

認証を希望する食肉処理事業者は、認証制度第19に基づき、以下の要件を満たす必要があります。

- （1）国内に食肉処理施設を設置する食肉処理事業者であること。
- （2）認証制度別表3のシカ／イノシシ肉処理施設認証制度認証基準（チェックシート）に定める事項を遵守していること。
- （3）認証制度別表4の国産ジビエ認証制度カットチャートを遵守していること。
- （4）認証制度別表5に定める包装されたジビエに表示するラベルの記載事項を遵守していること。
- （5）出荷する製品について、認証制度別表6に定める関係書類でトレーサビリティの確認が可能であること。

第4 申請書類の作成及び提出先等

認証の申請を希望する食肉処理事業者は、次の申請書類を作成の上、一般社団法人国産ジビエ認証機構（以下「本機構」という。）に提出下さい。

なお、提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しません。

1 申請書類

- (1) (別紙) 認証制度第 3 章第 18 に定められた認証申請書
(別記様式第 7 号)
- (2) (別紙) 認証制度第 3 章第 18 に定められた別表 3
- (3) (別紙) 認証制度第 3 章第 18 に定められた別表 6
- (4) 認証業務に協力する旨の合意書

2 提出先・問い合わせ先

一般社団法人国産ジビエ認証機構

〒392-0012 長野県諏訪市四賀 2315-5

飯島 T ビル 2 階

TEL : 0266-75-1885

Mail : info@gibier.or.jp

3 提出方法

申請書類は①、または②の方法で送付をお願い致します。

- ① 申請書一式を PDF データにてメール送付
- ② 申請書一式を郵送

4 提出にあたっての留意事項

- (1) 申請書類は、申請様式に沿って作成して下さい。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、申請書類を受理しない場合があります。
- (3) 申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送または電子メールとし、ファックスによる提出は受け付けません。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことを証明できる方法により送付下さい。
- (6) 申請書類は応募毎に 1 に掲げる提出書類を一つの封筒等に同封し、国産ジビエ認証申請書類と封筒等の表に朱書きの上、提出して下さい。
- (7) 提出後の申請書類は、原則として、資料の差替え等は不可とし、認証・不認証にかかわらず返却はいたしません。
- (8) 申請書類の審査に当たり、本機構から応募者に申請内容の確認等を行う場合があります。

5 審査結果の通知

審査結果については、審査等の手続きが終了した後、応募者に通知するものとします。

6 審査内容の非公開等

審査内容については、非公開とします。

また、審査・判定に係る関係者は、審査・判定において知ることのできた秘密について、第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。なお、認証事業者の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第5 認証申請の受理

本機構は、認証申請者から、認証申請書が提出されたときは、以下の場合を除き、認証の申請を受理するものとします。また、申請の受理を拒否する場合は、その理由を認証申請者に通知するものとします。

(1) 申請、届出及び報告の内容に虚偽があったときや、食品表示法、食品衛生法等の法令により、罰金以上の刑に処せられ又は不利益処分を受け、その執行を終わった日から3年が経過していない者からの申請の場合

(2) 本機構又は委員会が登録した他の登録法人から認証を取り消されてか

ら3年が経過していない者からの申請の場合

(3) 認証の取消しの日前30日以内にその取消しに係る認証事業者の業務を行う役員であった者でその取消しの日から3年が経過していない者からの申請の場合

(4) 認証申請者が、本機構が行う認証業務に協力する旨の合意書の提出がな

い場合

(5) 認証申請者から本機構の規程に従わない旨の表明があった場合

第6 認証事業者の審査及び結果の通知

1 審査の実施

本機構が選任する審査員が、認証申請者が認証の技術的基準に適合しているか否かを審査する書類審査及び現地審査を行います。

2 認証の可否の判定

本機構が選任する判定員が、認証申請書、審査結果報告書（最終報告書）等に基づき、認定の可否について審議及び判定を行うものとします。

3 認証の可否の通知

判定の結果、認証の申請に係る認証の技術的基準に適合するとともに、本機構と認証契約を締結した場合は、認証制度別記様式 9 号にある

認

証書を交付します。また、不適合の場合であって、認証を行わない場合は、その旨の理由を付して申請者に通知するものとします。

第 7 認証書の交付

本機構は、上記第 5 の 3 により、申請者に対して認証を行うことが適当と認めた場合かつ当該認証申請者と契約を締結した場合は、申請者に対し遅滞なく、認証制度第 21 に基づき、認証制度別記様式 9 号にある認証書を交付するものとします。

第 8 認証等に係る費用

認証、定期監査等に係る費用は、別表 1 のとおりです。